



Title	北海道の水田農業地帯のかんがい施設管理組織と集落の関係の特徴
Author(s)	福島, 健司
Citation	北海道大学農経論叢, 62, 151-162
Issue Date	2006-03-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/8356
Type	bulletin (article)
File Information	62_13.pdf



[Instructions for use](#)

北海道の水田農業地帯の かんがい施設管理組織と集落の関係の特徴

福島 健 司

The relationship between organization of irrigation maintenance (O.I.M) and the agriculture working unit (AWU) for a paddy field in Hokkaido

Kenji FUKUSHIMA

Summary

It is generally said that, in mainland Honshu, the strong ties between hamlets and the O.I.M. support the operation of O.I.M., and preventing deterioration of agriculture. But in Hokkaido, it is pointed out that the ties are weak and the operation of O.I.M. is rather businesslike.

This paper discusses the actual situation and activities of O.I.M. in paddy field areas where a co-operative work system is basically employed, focusing on the relationship between farm households and the AWU.

The management unit (MU) is one of O.I.M.s in Hokkaido. The activities of MU include not only the irrigation management but also maintenance of the hamlet. In the area where OIM and AWU overlapping, the activities mentioned above are actually done by AWU, which shows strong ties between OIM and AWU. On the other hand, in the area where the relationship between them is weak, MU is in charge of only irrigation management, and the activities of AWU are sluggish.

Although the situation differs depending on each area, the relationship between O.I.M. and MU in Hokkaido is not weak. It is obviously recognized that their relationship prevents agriculture from declination, using original functions of farm villages as same as the mainland. This is because activities of AWU have reflected on MU or the functions of AWU have been formed through the activity of MU. There may be a possibility that new types of communities are being formed, while MU, an administrative organization for irrigation facilities, and AWU are influencing each other.

1. はじめに

水田の灌漑施設管理組織は、農家による共同作業を基本としており、それが日本の農村社会を形成したことが玉城 [12] らの研究で明らかにされている。

北海道の水田かんがい施設管理組織については、府県と同様な集落は形成されず、農業経営的集団である農事組合が実質的に集落機能を担ってきたこと、さらにかんがい施設は、水系単位で建設され、農事組合との関係も薄い一方で農業経営効率

的に組織されている特徴を持つことを坂下 [9] や田畑 [13] が指摘している。(註1)

近年は、WTO問題の農業への波及から日本の農業経営をとりまく環境が厳しくなり、特に水田経営は、食糧管理制度の廃止も影響し農家は厳しい経営状況に置かれたことから、農業経営や農村構造が変化し、その結果、共同作業の維持が難しくなっているといわれている。

府県では、集落維持活動や集落営農に間で発生する農家間の強い結合が農家経営の悪化による組

織機能低下を補う形でかんがい施設管理組織を支えていると一般的に言われているが、北海道のかんがい施設管理組織の特徴についての指摘が正しいとすると、北海道では、水田農業経営の悪化はかんがい施設管理組織に影響を与え、組織の弱体化、活動の低下や非効率化が起っていると予想される。

しかしながら、最近では、北海道の水田地帯におけるかんがい施設管理組織の活動について調査、分析した研究は少なくその活動実態の把握が行われていない。(註2)

そこで本稿では、旭川市と鷹栖町を区域としている旭鷹土地改良区のかんがい施設管理組織の実態とその活動について、特に、農家や農事組合との関係に焦点をあてて検討を試みる。

2. 旭鷹土地改良区のかんがい施設管理組織

旭鷹土地改良区では、図1に示したように水源からの取水施設と主要幹線用水路を土地改良区が、それ以外の用水路で2戸以上の農家の利用する水路を農家で組織された管理組合が行っている。したがって、この地域のかんがい施設管理組織で、農家とその共同作業との関係がより深いのは管理組合となる。本稿では、農事組合とかんがい施設管理組織の関係を検討することを目的にしているため、以下管理組合を対象に分析を進めることとする。

なお、排水路と農道は、各農家及び関係行政主体が行っており、管理組合が管理する施設になっ

ていない。ただし、後の節で明らかにするように実際にはこれらの施設も管理している管理組合がある。

3. 管理組合の概要

旭鷹管理組合の管理組合数は、総数41組合、平均区域面積143ha、平均農家戸数40戸、平均管理対象施設延長は幹線水路3.7km、支線水路9kmである。

旭鷹土地改良区では管理組合に関する規程を土地改良区が定めており、組合長、副組合長、会計、監事(会計監査)の役職が設定され、意志決定機関としては、全農家が参加する総会と数戸の農家から選出される総代による総代会を設置することを標準としている。

その他、この規程に土地改良区へ報告義務や管理組合長の表彰が定められていて、管理組合は土地改良区の下部組織であること、組合長は名誉職とされていることが示されている。

各管理組合は、この土地改良区の規程の内容に沿ってそれぞれの地域の事情に合わせ規約を定めることになっているが、管理組合の中には、用排水配分での役員の権限、約束違反した時の罰則など独自の決まりを定めている組合や規約を成文で定めず農家間の申合せ事項に留めているものも存在している。

管理組合の運営経費は、収入は土地改良区からの交付金を中心で、支出は維持管理作業の手間賃や役員報酬となっている。管理組合によっては総

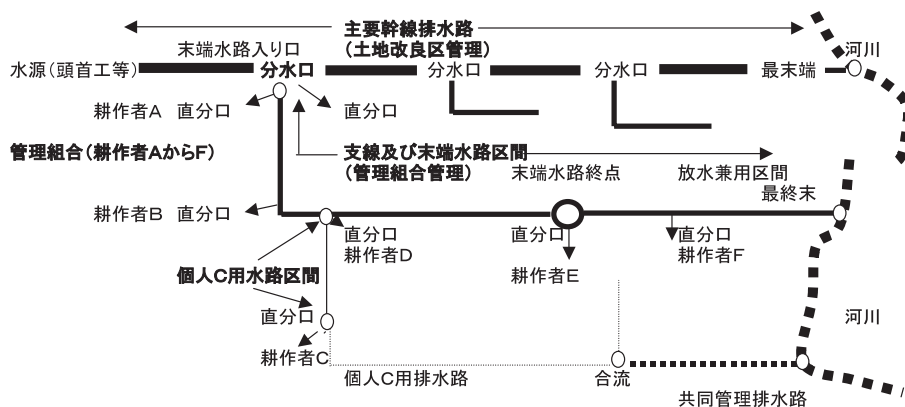


図1 管理組合の管理施設

資料提供：旭鷹土地改良区

表1 旭鷹土地改良区の管理組合の概要 2005年現在

管理組合数	組合員数 戸	区域面積 ^{m²}	関係農事組合数戸
41	1,668	58,453,228	529
平均	40.68	1,425,688	12.9

組合員数及び関係農事組合数は、重複があるため、それぞれの実数とは一致しない。

資料提供：旭鷹土地改良区

会の記録や規約に添付された申合せ事項で、別に各種の費用を徴収してできるようになっていて土地改良区からの経済的な独立性も示している。

4. 管理組合の成立経緯と管理組合の性格

1) 成立の経緯

旭鷹土地改良区は、共栄土地改良区と近文土地改良区が合併した土地改良区で、共栄土地改良区はさらに近文第2土功組合と近文東土功組合が合併した土地改良区である。近文土地改良区の区域が平坦な地形であることに比べ、共栄土地改良区の区域は、傾斜地が多い、またこの区域は、取水施設を旧近文土地改良区と同じくする旧近文第2土功組合の区域と旭鷹土地改良区の北に位置する比布土地改良区と共用している旧近文東土功組合の区域にさらに分かれている。(図2参照)

各土功組合の沿革史によると、近文土功組合と他の土功組合では、設立に10年の差がある。後発の土功組合の区域では、水源との距離や地形条件が不利な地域に施設を建設せざるを得ず、水源の位置や用水路の配置条件が旧近文土功組合と比較すると不利にならざるを得なかった。

地域の沿革、地形条件、水源との関係が施設設置条件や配置条件を与え、それが、かんがい施設管理組織もその影響を与えると一般的にいわれている。したがって、近文土地改良区と旧近文第2土功組合の区域及び旧近文東土功組合の区域に属する管理組合では管理組合の設立条件が異なると予想される。したがって以下、それぞれの区域から管理組合を抽出しその特徴を見ていく。(註3)

2) 近文11管理組合(旧近文土地改良区)

この管理組合は、旭鷹土地改良区の南西部に位

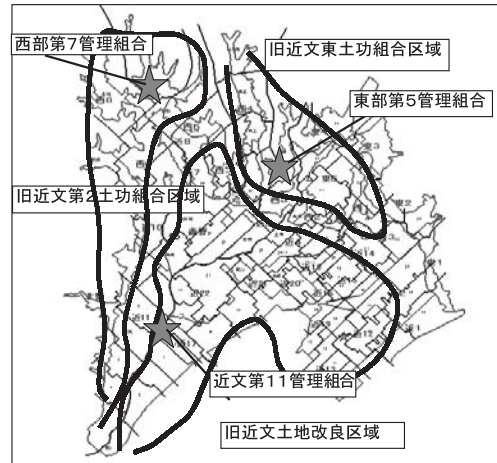


図2 旧土功組合と旧土地改良区と管理組合の位置図

資料：旭鷹土地改良区管理図

置し、区域内では、幹線用水路の末端に位置する。農家数は、97戸、区域面積508haで旭鷹土地改良区でも大きな管理組合である。関係するかんがい施設は、幹線用水路7,450m 末端用水路43.020mでこのうち末端用水路の維持管理を管理組合が行っている。また、土地改良区から委託を受け幹線用水路の草刈作業を行っている。

この管理組合の規約には、「区域内の施設の保全及び維持管理並びにかんがい排水を合理的に配分する」と目的が示されているが、同じ規約の役員の職務内容には、土地改良区との連絡、土地改良施設の保全、維持管理(浚渫、草刈り)、用水・配水の公平配分に関する事、総会に関する事と定められている。このことから、管理組合は、土地改良区の一部組織であるが独立もしていること、用水の合理的配分に加え公平性も管理組合の目的であることがわかる。

この組合では、組合長1名、副組合長3名、会計1名監査2名で役員の任期は2年、役員報酬が支払われることとなっている。(註4)意志決定機関としての総会は、関係農家全員で構成ではなく農家3戸に一戸の割合で選出される総代制が採られている。

また、この管理組合の特徴として、内部組織として班が組織され、それぞれ班長が存在することが挙げられる。この班は、農事組合単位に構成され、管理組合の決算書では、土地改良区からの助

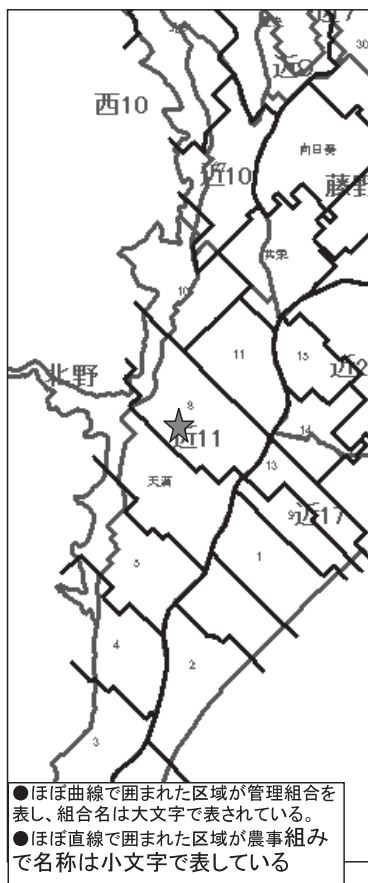


図3-1 管理組合の位置(近文第11)

資料：旭鷹土地改良区管理図



図3-2 管理組合の位置(西部第7)

資料：旭鷹土地改良区管理図



図3-3 管理組合の位置(東部第5)

資料：旭鷹土地改良区管理図

成金について班ごとに決算内訳があり、つまり実際の作業は、班毎すなわち農事組合単位に行われている。

また、管理組合の区域内の農事組合に居住地がある農家87戸、境界を接する管理組合内の農事組合に居住地のある農家含めると90戸となり、これは、管理組合と農事組合の区域がかなり重なっていることを意味する。残り7戸は、離れた管理組合の農事組合に居住地がありこのうち3戸は旭川市内に居住地がある。居住する農事組合の区域が

他の管理組合と重なっているため班編成に加入していない農家が3戸存在しているが全体と比べると少ない割合となっている。

次に、農事組合との重なりを耕地面積でみると、87戸に対応する面積が98%となり殆どがこの管理組合の区域に属していることがわかる。

平成14年度の管理組合の収入は、土地改良区からの助成金と交付金を中心に860,167円で支出は、作業の補助金など814,850円となっている。予算は、毎年同額で活動内容は固定的であることがわ

表2 成立経緯分類別管理組合の概要
その1

組合名	組合内 居住者	関係行政区数				計	組合員数比 人				
		近接組合	近接組合 を含む	区域外			組合内 居住者	近接組合	近接組合 を含む	区域外	計
近文第11	9 60%	2 13%	11 73%	4 27%	15 100%	87 90%	3 3%	90 93%	7 7%	97 100%	
西部第7	3 43%	2 29%	5 71%	2 29%	7 100%	23 85%	2 7%	25 93%	2 7%	27 100%	
東部第5	3 14%	2 10%	5 24%	16 76%	21 100%	7 23%	3 10%	10 33%	20 67%	30 100%	

その2

組合名	組合内 居住者	面積比 m ²				計	管理組合に含まれる行政区の割合%					
		近接組合	近接組合 を含む	区域外			～90	～70	～50	～25	～10	10～
近文第11	4,965,721 98%	34,750 1%	5,000,471 98%	84,970 2%	5,085,441	4	2	0	0	1	1	
西部第7	1,351,870 93%	66,890 5%	1,418,760 97%	38,820 3%	1,457,580	1	0	0	1	1	0	
東部第5	200,710 25%	44,070 5%	244,780 30%	562,730 70%	807,510	0	1	0		2	0	

資料：旭鷹土地改良区組合員名簿（2004年）

かる。なお、共同作業の欠席金については、農事組合単位の班で処理することとなり予算書には表示されていない。これは管理組合と農事組合の重複関係を示している証拠ともいえる。

管理組合の活動で、経費の支出を伴う活動は、年1回の浚渫、草刈とされているが、総会の記録では、このほか、土地改良事業の調整、負担金の調整、配水調整などの経費の支出を伴わない活動についての議論が記録されていることから管理組合はこれらの活動も行っていることが伺える。

3) 西部第7 (旧近文東土功組合)

この管理組合は、旭鷹土地改良区の北西部に位置し、旧近文第二土功組合区域内に配置されてい

る幹線用水路の中間に位置する。組合員数は、27戸、区域面積146haで旭鷹土地改良区でも農家戸数が少ないほうの管理組合である。関係するかんがい施設は、幹線用水路5,120m 末端用水路5,740mである。なお、この管理組合では、土地改良区の規約に反して、成文化した規約を定めておらず、組織構成など管理組合の内容は決算書で表されている特徴がある。

この組合では、組合長1名、会計1名、班長5名で役員報酬は支払われているが任期の定めがなく、これも土地改良区が示している標準の内容とは異なっている。意志決定機関として総会が近文11と同様に設置されているが、農家数が少ないことから総代制は取られていない。

表3 管理組合特徴比較表

管理組合名	成文化された規約の有無	班構成の有無	班構成の単位	管理組合で特に定めている内容	予算の特徴	その他
近文第11	あり	あり	農事組合	農家か3戸から1名選出される総代による総会	班別決算	班単位で土地改良区の役員を選出共同作業の欠席金は班単位で処理
西部第7	なし	あり	支線用水路単位	決算書で活動内容を組合員に周知		
東部第5	なし	なし		連絡員制度 決算書で活動内容を組合員に周知	他の管理組合に比べ少額	転作田が多い

資料：旭鷹土地改良区管理組合決算書及び議事録2004年

この管理組合にも班が組織されていることは近文第11と同様であるが、管理組合の決算書では班単位の決算は行われておらず、また、班の構成が農事組合ではなく支線用水路単位となっていていわゆる水系単位の組織であることに特徴がある。

管理組合の区域内に居住地がある農家23戸、境界を接する管理組合内に居住地内のある農家を含めると25戸となり全体の90%を越え、管理組合と農事組合の区域がかなり重なっていることは近文11管理組合と同様の傾向を示す。

また、耕地面積でみると、23戸に対応する面積が85%とかなり高い重なり度合いを示すが近文第11管理組合よりは落ちる。しかしながら近接する管理組合に属する農事組合の農家2戸の面積を含めると97%に達し、農家の居住地と管理組合の関係では近文第11と同様な傾向を示しているともいえる。

平成15年度の管理組合の収入は、土地改良区からの助成金と交付金を中心に781,531円で、支出は、作業の補助金など408,885円となっており、かなりの繰越金が生じているがこれは過去からの引継ぎであり、単年度で見れば、改良区からの収入と同程度の支出をしている。活動が固定されていること、土地区からの収入が大半の運営経費であることは近文第11と同様である。

経費の支出を伴う活動は、年1回の浚渫、草刈とされているか、決算書に8月に除草作業の作業への支出が記載されており、この他にも管理組合としての維持管理活動実績があることが示され、さらに総会の記録に土地改良事業の調整、負担金

の調整、配水調整などの経費の支出を伴わない活動についての記述があり、維持管理以外の活動も行われていることが伺える

4) 東部第5 (旧近文東土功組合)

この管理組合は、旭鷹土地改良区の北部に位置し、旧近文東土功組合区域内では、幹線水路の末端に位置する。組合員数は、30戸、区域面積80haで西部第7とほぼ同じ規模で近文第11に比べ小さい管理組合であるが、同じ歴史的経緯を持つこの地域の管理組合の平均は農家数29戸、区域面積94haであり、グループ内では平均的な組合であるといえる。関係するかんがい施設は、幹線用水路4,060m、末端用水路4,550mである。なお、この管理組合でも成文化した規約はなく、決算書でその内容が表されているのは西部第7と同様である。

この組合では、組合長と副組合長のみ置かれ、役員報酬が支払われることとは他の管理組合と同様であるが、連絡員と呼ばれる役職が存在することに特徴がある。

管理組合の区域内に居住地がある農家は7戸、境界を接する管理組合内に居住地内のある農家含めても10戸で、他の2つの管理組合と比べ農事組合の区域の重なりが少ないのが特徴である。

耕地面積でみても、7戸に対応する面積が25%で、近隣を含めても30%に過ぎず重なり度が低いことがわかる。農家の居住地も分散しており、同じ農事組合に属する農家は多くても3戸である。このことから、連絡員は、離れた農家間の連絡を

役目として置かれていることがわかる。(註5)

平成15年度の管理組合の収入は、土地改良区からの助成金と交付金を中心に46,000円で支出は、作業の補助金など43,000円となっており、他の管理組合に比べかなり少額である。農家数や区域面積は差が無いことから組織としての支出の少なさは活動実績が少ないことを示している。ただし、これは、この地域に転作田が多いことから水田経営にかかる作業自体が他の組合に比べて少ないことも一因と思われる。

管理組合の活動は、他の2つの組合と同じく経費の支出を伴う活動は、年1回の浚渫、草刈とされているが他の管理組合とは異なり決算書や議事録からは、経費の支出を伴わない活動を行っている実績はみることができない。

5. 農事組合と集落

ここまでは、農事組合について定義は行わず、集落と同義として扱ってきた。農事組合については、前述べたように北海道の農村集落の構造に関する坂下[9]らの研究で農事組合が経済的機能から発展し集落機能を持つと見受けられるとされていたからである。しかし、農事組合は府県の集落とは別のものであること、かんがい施設管理組織と農事組合は関係が薄いことを前提として取り扱われていることから、管理組合との関係の検討を進めるためには、農事組合を集落と扱うことを確認しておく必要がある。

かんがい施設管理組織と集落を検討する場合の集落については、単に農家の集団であるだけでなく、社会的関係を持つ社会共同体としての性格が最低必要である。本来、農事組合は、農業協同組合の内部組織として形成されている経済的利害関係集団であるが、府県のような土地を媒介した関係や血縁など社会的関係を要素として時間をかけて形成された集落とはいえず社会集団であると言いつれない。しかも、農事組合は、農家のみが構成員であり、農業と関係のない非農家はもちろん離農したり、農業年金を受給していたりする元農家は含まれておらず、集落の構成員が全て含まれていない可能性がある。

しかしながら、旭鷹土地改良区の区域の農事組合では、行政主体である旭川市や鷹栖町が農業関

係の補助金を活用し、農事組合単位に集会所を建設し、その施設を中心として非農家も組み入れ、社会活動を行う町内会組織として農事組合を利用している。つまり、農事組合に社会的共同体としての性格が行政により付与されている。さらに、この農事組合が属するたいせつ農協は、旭川市と鷹栖町にまたがっていて、農事組合としての活動はそれぞれの行政から独立した行動をとることもある。このことで、本稿でも農事組合は、農業協同組合の組織ではなく非農家や元農家も含めた自治的な社会関係を有する集落組織として定義し、農事組合を集落として扱うことは可能と考える。

なお、この集落組織は、農事組合の区域境界が行政の判断で決められており曖昧となっていて可変的で、坂下らの定義した農事組合と同じでなく、かつ、前述したとおり府県のかんがい施設管理組織に対応する集落とは同一ではないことは注意が必要である。

6. 共同作業における管理組合と農事組合の関係

4節で、管理組合は、農業用水の配水調整と、農業用施設の維持管理を農家の共同作業で行っているかんがい施設管理組織であるが、管理組合の組織構成や活動には農家の居住区域や農事組合の区域と関係を有するものであることを明らかにした。4節で見たそれぞれの管理組合では、少なくとも年1回の土砂上げと草刈りを共同作業として行っていること、ただし、決算書の内訳や総会の議事録では、その他にも農家による共同作業が行われていた。

そこで、ここでは、旭鷹土地改良区が土地改良施設の管理実態を把握するために西部第7及び東部5管理組合を含む地域の農家から行った聞き取り資料により、この各農家の参加している共同作業実績から管理組合と農事組合について検討を行う。

表4では、共同作業が、農業用水の管理、農道の維持作業、排水路となっている河川の維持管理、集落周りの整備であったことが示されている。これら作業内容は以下のように作業目的別に整理できる。

表4 旭鷹土地改良区による農家共同作業聞き取り調査結果

項	目	参加者	作業量	参加状況 参加人数	参加率	1回当たり 所要時間	年間回数	延べ作業 時間	延べ作業量
①配水計画のための話し合い・会議		管理組合 代表者	地区全体	10		2	1	20	20hr
②操作	末端分水工（分派線分水工～分派線）（管理組合）	管理組合 代表者	かんがい 期間中随 時（分水 操作）	1		3	40	120	120ヶ所
	ほ場水口（各農家）	農事組合 単位（耕 作者）		1		3	40	120	120ヶ所
③点検・見 回り	末端分水工（分派線分水工～分派線）（管理組合）	管理組合 代表者	3日に1 回程度	1		3	40	120	120ヶ所
	末端ゲート（各農家）	農事組合 単位（耕 作者）		1		3	40	120	120ヶ所
④維持保全	用水路 融雪促進（雪割り、融雪 剤散布）	管理組合 共同	1200m	27	未調査	3	1	81	1200m
	用水路 立木伐採等（下生え処 理）	管理組合 共同	26880m	141	未調査	6	1	846	26880m
	用水路 泥上げ	管理組合 共同	26880m	141	53～75%	6	1	846	26880m
	排水路 泥上げ	農事組合 単位（耕 作者）	76227m	108	100%	4	2	864	76227m
	用水路 草刈り	管理組合 共同	26880m	141	53～75%	6	1	846	26880m
	地先水路 草刈り	耕作者	39890m	108	未調査	4	3	1296	39890m
	農道 草刈り	農事組合 単位（耕 作者）	78000m	108	100%	6	1	648	78000m
	排水路（河川） 草刈り	農事組合 単位（耕 作者）	6000m	108	100%	4	1	432	6000m
	花植、管理除草（除草は地先水路 と一括）	耕作者	1000m	45	42%	4	1	180	1000m
	溝切り（地上水の排除による融雪 促進）	耕作者	750000m	108	未調査	24	1	2592	750000m
	雪上深破（融雪、暗きょ機能促 進）	農事組合 単位（耕 作者）	50000m	9	未調査	3	1	27	1000m
	用水路廻りの清掃（枯葉等の除 去）	管理組合 共同	26880m	141	未調査	4	1	564	26880m
	⑤補修	末端施設（簡易なもの） （コンクリート水路の目地詰め等）	管理組合 共同	100m	18	未調査	4	1	72

資料：旭鷹土地改良区調査2005年地域資源保存料調査結果より抜粋

注：参加率未調査は、参加予定人数の把握が困難なため調査を行わなかったことによる

1) 用水管理作業

表から用水管理に関しては、耕作期直前に管理組合間で協議が行われるなど管理組合単位で調整が行われていることがわかる。

施設の操作は、通水期間中（5月～8月）の間、分水工の施設の操作を管理組合が行う一方、水門の操作は農事組合単位で行なわれている。一方、3日に一度の割合で見回りを行う農事組合単

位の操作及び管理組合の代表者には、管理組合から水門管理費や役員報酬が支払われている。すなわちこの作業は、全て管理組合としての作業であることがわかる。

2) かんがい施設維持管理作業

用水路に関する作業は、用水路の整備、泥上げを管理組合単位で、排水路と農道は農事組合単位

で行っている。ただし、農地周りは、農家の個人施設であり各農家が行っているが、作業時期は各農家ともほぼ同時期であり実質的な共同作業と見ることができる。

補修工事のうち簡易なものの補修作業は、土地改良区からの資材提供などを受けて管理組合が耕作終了後実施している共同作業で行われている。したがって、この作業は、管理組合としての作業ではあるが農事組合体位でも行われている作業であることがわかる。

3) 農家による営農作業

表4では、農家は、自らの農地周りの草刈を年3回行っているほか、溝きり（地上水の排除による融雪促進）、雪上深破（融雪、暗渠機能の促進）の作業が行われているが、これらは、農家が個人的に行っており、この作業効果はそれぞれの農家のみに発生することから営農に伴う作業と考えられる。

ただし、農地周りの草刈については、各農家がほぼ同時期に行っており、かんがい施設の維持管理作業的性格もある。また、農家からの聞き取りでは、この作業について、「他人の農地への影響（病虫害の発生など）があるため参加せざるを得ない」と答えており、社会的強制力を持った作業の性格も有している。したがって、この作業は、営農作業ではあるが、農事組合すなわち集落が意識された作業であることもわかる。

4) 集落維持的作業

土地改良区による調査では、作業量や期間は少ないが花植え・管理除草の項目が見られる。この作業は、各農家が個人的に実施しているが、各農家の作業期間はほぼ一致して、かつ、殆どの農家が参加し、農事組合単位で花に工夫を凝らすなどして行っている。また、この作業は、営農との関係はない作業にもかかわらず殆どの農家が参加しており、農家の聞き取りでは「周りの目を気にする」としており、社会的動機による集落維持的作業であることがわかる。

7. 管理組合共同作業と集落共同作業と農家の意識境界

前節では農家の共同作業について作業内容を整理した。作業は、用水の配分、かんがい施設の維持に関する共同作業は管理組合、それ以外の共同作業は農事組合単位となっていたが、用水の配分やかんがい施設の維持管理作業でも農事組合単位の作業が見られた。ここでは、共同作業を4節でみた農事組合と管理組合との関係と併せて検討してみる。

管理組合の中には、区域や構成農家について農事組合との重なり具合が高いものがあった。この場合どの作業も、農家から見れば同じ地域に住む、同じ者が集まって行う作業となる。特に、近文第11管理組合では、管理組合の共同作業が実質的に農事組合単位で行われていた。

図4-1にこのような場合を整理した。共同作業に参加する農家は、管理組合に属することが意味を持つのは土地改良区からの交付金の存在となる。この交付金も実際は、農事組合単位で決算されている組合がある。つまり農家の意識としては、かんがい施設の維持管理作業も含めて全ての共同作業が農事組合単位で行われているとしても誤りではない。また、農事組合を主体とした排水路や農道の維持管理作業や、地先水路の草刈りは、農業関係施設の維持管理作業であるともいえる。そうすると、農家にとっては、管理組合は農事組合の区別する必要はなくなり、実質的に同じ組織とみなすこともできる。このような組織は、集落単位にかんがい施設の維持管理を行い、かつ集落の維持活動も行っていることになる。

一方、図4-2に示した東部第5管理組合の場合では、農家から見て管理組合としての共同作業と農事組合としての共同作業が別のものとなる。すなわち、管理組合の共同作業と農事組合単位の共同作業では参加する農家が異なり、かんがい施設の管理組織は集落と別な集団となる。このようなところでは、かんがい施設管理組織は、北海道で従来指摘されているような土地改良施設の管理を目的とした作業だけを行う集落とは関係のない組織となっている。この地域では、管理組合に維持管理作業以外の活動を伺わせる記載もなく、農家からの聞き取りから農事組合活動もほとんど行

われていないことがわかっている。

西部第7管理組合では、班構成が支線水路単位となっていて管理組合と農事組合とは外形的には関係ない。それならば、東部第5管理組合と同様となるはずであるが、農事組合と管理組合の重なり度合いは高いので、農事組合単位の作業でも管理組合単位の作業でも参加する農家は同じである確率が高い。また、管理組合の活動記録から農事組合単位の共同作業も行われていることも確かめられている。したがって、図4-3に示したようにここでは集落と一体となったかんがい施設維持管理組織とは認められないものの一部作業において一体性を実現している中間的な場合を示しているといえるのである。(註6)

8. 結び

本稿の目的は、北海道のかんがい施設管理組織の実態と活動について、農家や農事組合との関係に焦点をあてて検討することであった。

旭鷹土地改良区のかんがい施設管理組織のうち農家が参加する共同作業が多く行われているのは管理組合で、それは土地改良区の下部組織として金銭的な関係を保ちながらも独自に運営され、土地改良区所有の施設を含め配水調整やかんがい施設に関する農家による夫役を基本とした共同作業を行っている組織であった。(註7)

この管理組合の組織の構成、性格は一律ではなくそれぞれの地域の歴史的経緯を踏まえた特徴があり、管理組合としての維持管理活動は年数回と少ないが、構成員である農家単位では各種の共同

図4-1

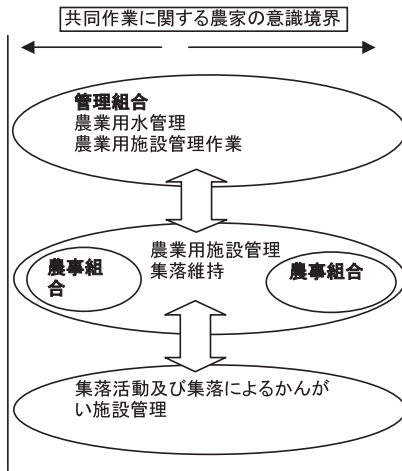


図4-2

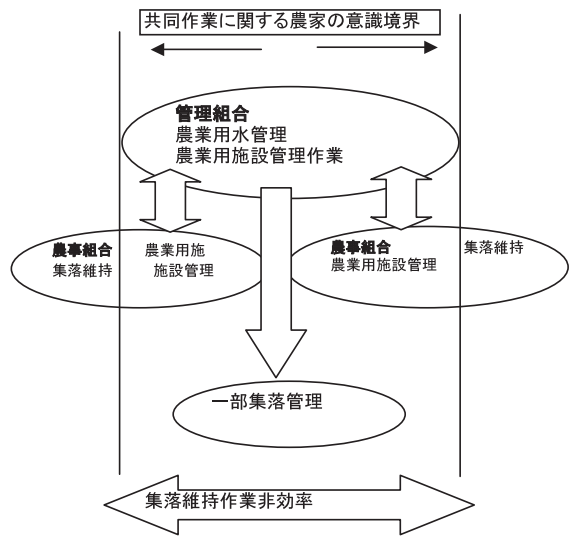


図4-3

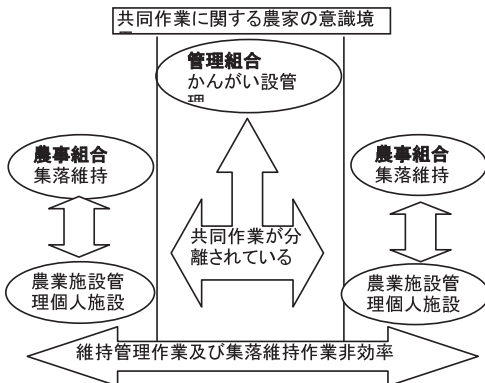


図4 農事組合と管理組合

作業を行っていて施設の維持管理団体の性格を越えた活動がみられた。

これらの活動には、かんがい施設などの農業用施設の維持管理に関係した作業の外、集落の環境維持作業も含まれていた。また、農事組合の区域の重複度が高い管理組合では、実際の作業主体単位は農事組合であった。このように、旭鷹土地改良区の管理組合には、集落との間に強い関係が認められるものが存在した。

また、管理組合として実施している共同作業は、北海道のかんがい施設の設置状況では、必ずしも同じ日に共同で行う必要は無いが同じ日に行われており、管理組合の共同作業は農家間の利害調整や社会的関係保持のため行われている可能性も示された。(註8)

その一方で、農事組合との関係が薄い地域では、管理組合は灌漑施設の維持管理のみを行っており、間接的ではあるが、地域に関係する農事組合の組織の活動も低い傾向が見られた。

このように、管理組合の区域の持つ背景で程度は異なるが、指摘されているようにかんがい施設管理組織と農事組合の関係は希薄ではなく、管理組合の活動には農事組合との強い関係が確認され、かんがい施設管理組織と集落が結合しているケースが認められた。つまり、北海道の水田地帯のかんがい施設管理組織でも府県と同様に集落が集落機能を背景にした農家の結合により、農業経営の悪化に対抗してかんがい施設管理組織を維持している可能性が確認できた。

もっとも、旭鷹土地改良区における管理組合の状況は、農事組合の活動が管理組合の活動に投影された結果として農事組合との関係が示されているに過ぎないともいえる。しかしながら、重なり度合いが中間的な地域では、管理組合が共同作業をリードしており、管理組合の活動を通じて農事組合の集落機能が推進されてた。むしろ、旭鷹土地改良区の区域では、かんがい施設の管理組織である管理組合と、集落機能を持つ農事組合とがそれぞれの機能により相互に影響を与えながら集落機能を形成しているともいえるのである。

また、農事組合は、行政主体により集落機能を与えられていた。この場合、農事組合の区域は行政主体の意思である程度移動できる。管理組合も

水系単位で合併し境界を移動できる。つまり、管理組合と集落が分離している区域とその中間的な区域でも、農事組合の管理組合との重なりを再編することで両者の関係を創設することが可能なことを示しているのである。このことは、旭鷹土地改良区の管内では、かんがい施設管理機能と集落の関係構築が現在進行形で進んでおり、かつ人為的に計画できることも意味している。

以上のことは、北海道では府県で一体として扱われている集落の機能を分離して観察して、かんがい施設管理組織との関係を分析することで、農村環境の保全と持続的な管理組織を構築するモデルのひとつとなる可能性を示しているのである。

註1) [3] 牛山敬二, 七戸長生 『経済構造調整下の北海道農業』の研究がある。

註2) [4] 坂下明彦らの研究がある。

註3) 旧組織ごとのグループの特徴も検討する必要があるが、本稿では、ほ場レベルのかんがい組織について検討することを主目的にしているため省略した。このことについては、福島「農経論業第61集」2004年を参照されたい。

註4) 他の土地改良区の末端組織もほぼ同様の組織となっている。これは、土地改良区の運営指導を北海道庁が行っているためと思われる。

註5) この管理組合の地域は、転作田が多い。転作制度では、一つの農家に転作面積を割り当てる。割り当てられた面積を一連の農地で行うと作業効率が落ちる。したがって、農家は、離れた場所に転作地を求めると傾向が生まれる。この管理組合の区域は、傾斜地で、水田区画も小さくいわゆる条件不利地であり価格も安い。見方を替えれば転作地取得するには有利な土地である。つまり、この管理組合の農家は、別に主力の耕作地を持っている農家となる。したがって、居住地との関係は希薄になるのである。力のある農家ほどこの傾向が強くなるが、実際にこの管理組合には農業生産法人が多い。

註6) この図は、管理組合が経済的集団と農事組合が社会的集団の関係と置き換えられ、図の最下部に血縁的集団組織を配置すると [6] 二宮が示している本州の集落構造に近くなる。

註7) 管理組合の規約で、利害関係の調整は、役員が全権をもつこと、破った場合の罰則に用水の停水や減水を行うと定めている。さらに、用水下流者への妨害行為にも罰則が設けられている組合もあ

る。

註8) 北海道のかんがい施設の配置は、経営規模が大きいことなどから府県に比べ関係する農家戸数が少ない特徴がある。

参考文献

- [1] 旭鷹土地改良区 『平成16年度旭鷹土地改良区便り』, 旭鷹土地改良区, 2004
- [2] 旭鷹土地改良区 『肥沃の大地』, 旭鷹土地改良区, 1997
- [3] 旭鷹土地改良区 『土地改良区の合併について』, 旭鷹土地改良区, 1997
- [4] 旭鷹土地改良区 『地域資源調査』, 旭鷹土地改良区, 2005
- [5] マイケル・チサム 『農業集落と土地利用』, 村田喜代治監訳, 大明堂, 1971,
- [6] 二宮哲雄 『日本農村の社会学』, 誠信書房, 1967
- [7] 長南史男編著 『農業農村の制度資本の経済分析: 地域用水機能の検証』 (平成11年度~13年度科学研究費補助金研究席か報告書), 北海道大学大学院研究科, 2002
- [8] 長南史男 『農業発展と公共投資』, 明文書房, 1986
- [9] 坂下明彦 『経済構造調整下の北海道農業』 牛山敬二, 七戸長生編, 北海道大学著書刊行会, 農村構造の変貌と集落機能1991, pp128-137,
- [10] 坂下明彦 「北海道における土地改良区の組織と経営」, 『経済論集39巻2号』, 北海学園大学, 1992, pp73-88
- [11] 七戸長生 「北海道大正用水灌漑地域の異な飽く展開の特色と現状」, 『水利の社会構造』 玉城哲 旗手 勲 今村奈良臣編, 東京大学出版, 1984, pp. 207-252
- [12] 玉城 哲 「水利の社会構造『18世紀以降における水利制度と村落』」, 玉城 哲・旗手 勲・今村奈良臣編, 東京大学出版, 1984, pp15-40
- [13] 田畑 保 「北海道農業社会構造論」, 『北海道農業論』湯沢誠編, 日本経済評論社, 1984, pp95-112
- [14] 愈火丙強 『基盤整備と地域的合意形成』, 農林統計協会, 1993